

# 定 款

(令和4年6月29日改定)

株式会社ヤマダホールディングス

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ヤマダホールディングスと称し、英文では YAMADA HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、並びに次の各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

1. 電気製品、石油器具、ガス器具、冷暖房機器の販売、修理及び製造並びに附帯工事。
2. 時計、カメラ、計量機器、光学機器、医療機器、通信機器、教育機器、事務用機器、コンピュータ機器の販売、修理及び製造。
3. 磁気テープ、楽器、玩具、家具、書籍、スポーツ用品、レジャー関連機器、健康器具、自動車用品、電設資材、文房具、事務用品、日用品雑貨、洋品雑貨、装身具、室内装飾品、貴金属及び貴石類の販売、製造。
4. レコード、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク等の音楽及び映像を録音録画した商品の販売、製造。
5. インターネット、その他の通信を利用した通信販売業。
6. カタログによる通信販売業。
7. 前各号商品のレンタル業及び卸売業並びに輸出入業。
8. 古物の売買。
9. 太陽光発電設備、充電設備、給排湯設備、空調設備、住宅設備及びそれらの附属機器の販売、製造及び施工、点検、修理、保守業務並びに請負。
10. 駐車場の経営。
11. 喫茶店、飲食店の経営及び飲食サービス業。
12. 不動産の賃貸、売買、仲介、斡旋、管理、鑑定並びにコンサルティング業。
13. 電気通信事業法に定める電気通信事業、情報処理サービス業及び情報提供サービス業並びにインターネット付随サービス業。
14. コンピュータシステム、コンピュータソフトの設計、開発、販売、保守、管理及び技術指導並びに代行。
15. 建築工事、設備工事、リフォーム工事、土木工事、外構工事、水道施設工事、屋根工事、電気工事、管工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事の設計、施工、並びに監理。
16. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務。
17. 遊戯場の経営。
18. 金銭貸付業及び金銭の貸借の媒介・保証・集金並びに支払いの代行。

19. 有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介、クレジットカードの取扱いに関する業務及び総合リース業。
20. 金融商品仲介業。
21. 銀行代理業。
22. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業。
23. 結婚相談及び冠婚葬祭に関する情報の提供並びに仲介、斡旋。
24. 酒類の販売業並びに取りつぎ販売業。
25. 自動車、自転車、軽車両その他運搬車等の車両及びこれらの部品附属品等の販売、輸出入及び賃貸並びに整備業に関する業務。
26. 医薬品、動物用医薬品、医療器具、化学工業薬品及び計量器の販売業並びに薬局及び診療所の経営。
27. 食料品、飲料水、衣料品、化粧品、ペット用品、皮革製品、タバコの販売。
28. 合弁形態及びフランチャイズ形態による前各号の業務に関する企画及び経営指導、並びに前各号の商品の供給、管理及び与信管理。
29. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業及び特定介護予防福祉用具貸与事業。
30. 介護保険法に基づく訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業、介護予防訪問介護事業、介護予防通所介護事業及び介護予防支援事業。
31. 民営有料職業紹介業及び労働者派遣事業。
32. コールセンターの運営、管理並びにそれらの受託・代行業務及び斡旋業務。
33. 屋内外広告物の企画、運営、賃貸。
34. 各種出版物の企画、制作、編集、出版。
35. 自然エネルギー等を利用した発電及び電気の供給、売買、管理、運営。
36. 廃棄物の収集、運搬、処分及び再資源化に関する業務。
37. 前各号に附帯関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を群馬県高崎市におく。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20億株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を買い受けることができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式の数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定に関する請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第11条に定める請求をする権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(単元未満株式の買増し)

第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人をおく。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(基準日)

- 第13条 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

- 第14条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。
- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(議長)

- 第15条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役は、11名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。また必要に応じ、取締役会の決議により、更に代表取締役を定めることができ、各自会社を代表するものとする。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

- ② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

- 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

- 第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)

- 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

- 第38条 監査役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 会 計 監 査 人

(選任方法)

- 第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

- 第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

- 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。



## 第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第43条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第45条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときには、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の剰余金の配当および中間配当には利息をつけない。

(附則)

1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

- 1、本定款は昭和62年3月11日より一部変更し施行する。
- 2、本定款は昭和63年8月16日より一部変更し施行する。
- 3、本定款は平成元年8月15日より一部変更し施行する。
- 4、本定款は平成3年6月27日より一部変更し施行する。
- 5、本定款は平成4年6月26日より一部変更し施行する。
- 6、本定款は平成6年6月29日より一部変更し施行する。
- 7、本定款は平成7年6月29日より一部変更し施行する。
- 8、本定款は平成8年6月27日より一部変更し施行する。
- 9、本定款は平成9年6月27日より一部変更し施行する。
- 10、本定款は平成10年6月29日より一部変更し施行する。
- 11、本定款は平成12年6月29日より一部変更し施行する。
- 12、本定款は平成13年6月28日より一部変更し施行する。
- 13、本定款は平成14年6月27日より一部変更し施行する。
- 14、本定款は平成14年8月5日より一部変更し施行する。
- 15、本定款は平成15年6月27日より一部変更し施行する。
- 16、本定款は平成16年6月29日より一部変更し施行する。
- 17、本定款は平成17年6月29日より一部変更し施行する。
- 18、本定款は平成18年5月10日より一部変更し施行する。
- 19、本定款は平成19年6月28日より一部変更し施行する。
- 20、本定款は平成20年6月27日より一部変更し施行する。
- 21、本定款は平成21年6月26日より一部変更し施行する。
- 22、本定款は平成22年6月29日より一部変更し施行する。
- 23、本定款は平成24年6月28日より一部変更し施行する。
- 24、本定款は平成25年6月27日より一部変更し施行する。
- 25、本定款は平成25年10月1日より一部変更し施行する。
- 26、本定款は平成26年6月27日より一部変更し施行する。
- 27、本定款は平成28年6月29日より一部変更し施行する。
- 28、本定款は令和2年6月26日より一部変更し施行する。
- 29、本定款は令和2年10月1日より一部変更し施行する。
- 30、本定款は令和3年6月29日より一部変更し施行する。
- 30、本定款は令和4年6月29日より一部変更し施行する。